

研究開発法人についての共通調査票

| | | | | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|--------------------|-------|--------|
| NO. | 53 | 所管 | 厚労省 | 法人名 | 独立行政法人国立成育医療研究センター | 職員の身分 | 非国家公務員 |
|-----|----|----|-----|-----|--------------------|-------|--------|

1. 研究職員数の推移について

| | 平成23年度 | | | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|---------------------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
| | | うち常勤 | うち非常勤 | | うち常勤 | うち非常勤 | | うち常勤 | うち非常勤 |
| 研究職員（うち外国人）（4/1現在） | 101（ 6） | 34（ 0） | 67（ 6） | 103（ 5） | 34（ 0） | 69（ 5） | 120（ 5） | 40（ 0） | 80（ 5） |
| うち任期付（うち外国人） | 10（ 0） | 10（ 0） | | 14（ 0） | 14（ 0） | | 21（ 0） | 21（ 0） | |
| うち非任期付（うち外国人） | 24（ 0） | 24（ 0） | | 20（ 0） | 20（ 0） | | 19（ 0） | 19（ 0） | |
| 全職員に対する研究職員の割合（外国人） | 8%（ 86%） | 4%（ 0%） | 16%（ 86%） | 7%（ 83%） | 4%（ 0%） | 14%（ 83%） | 8%（ 71%） | 4%（ 0%） | 15%（ 71%） |
| （参考）全職員数（うち外国人） | 1,299（ 7） | 876（ 0） | 423（ 7） | 1,417（ 6） | 937（ 0） | 480（ 6） | 1,505（ 7） | 978（ 0） | 527（ 7） |

2. 研究職員の処遇について

（1）年俸制

| | 平成23年度 | | | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|----------------------------|----------|-----------|---------|----------|-----------|---------|----------|----------|---------|
| | | うち常勤 | うち非常勤 | | うち常勤 | うち非常勤 | | うち常勤 | うち非常勤 |
| 年俸制研究職員（うち外国人）（4/1現在） | 34（ 0） | 34（ 0） | 0（ 0） | 34（ 0） | 34（ 0） | 0（ 0） | 39（ 0） | 39（ 0） | 0（ 0） |
| うち任期付（うち外国人） | 10（ 0） | 10（ 0） | | 14（ 0） | 14（ 0） | | 20（ 0） | 20（ 0） | |
| うち非任期付（うち外国人） | 24（ 0） | 24（ 0） | | 20（ 0） | 20（ 0） | | 19（ 0） | 19（ 0） | |
| 全研究職員に対する年俸制研究職員の割合（うち外国人） | 34%（ 0%） | 100%（ 0%） | 0%（ 0%） | 33%（ 0%） | 100%（ 0%） | 0%（ 0%） | 33%（ 0%） | 98%（ 0%） | 0%（ 0%） |

（2）業績給

| | 平成23年度 | | | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | うち常勤 | うち非常勤 | | うち常勤 | うち非常勤 | | うち常勤 | うち非常勤 |
| 業績給研究職員（うち外国人）（4/1現在） | 0（ 0） | 0（ 0） | 0（ 0） | 0（ 0） | 0（ 0） | 0（ 0） | 0（ 0） | 0（ 0） | 0（ 0） |
| うち任期付（うち外国人） | 0（ 0） | 0（ 0） | | 0（ 0） | 0（ 0） | | 0（ 0） | 0（ 0） | |
| うち非任期付（うち外国人） | 0（ 0） | 0（ 0） | | 0（ 0） | 0（ 0） | | 0（ 0） | 0（ 0） | |
| 全研究職員に対する業績給研究職員の割合（うち外国人） | 0%（ 0%） | 0%（ 0%） | 0%（ 0%） | 0%（ 0%） | 0%（ 0%） | 0%（ 0%） | 0%（ 0%） | 0%（ 0%） | 0%（ 0%） |

（3）混合給与

| | 平成23年度 | | | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | うち常勤 | うち非常勤 | | うち常勤 | うち非常勤 | | うち常勤 | うち非常勤 |
| 混合給研究職員（うち外国人）（4/1現在） | 0（ 0） | 0（ 0） | 0（ 0） | 0（ 0） | 0（ 0） | 0（ 0） | 0（ 0） | 0（ 0） | 0（ 0） |
| うち任期付（うち外国人） | 0（ 0） | 0（ 0） | | 0（ 0） | 0（ 0） | | 0（ 0） | 0（ 0） | |
| うち非任期付（うち外国人） | 0（ 0） | 0（ 0） | | 0（ 0） | 0（ 0） | | 0（ 0） | 0（ 0） | |
| 全研究職員に対する混合給与研究職員の割合（うち外国人） | 0%（ 0%） | 0%（ 0%） | 0%（ 0%） | 0%（ 0%） | 0%（ 0%） | 0%（ 0%） | 0%（ 0%） | 0%（ 0%） | 0%（ 0%） |

（4）その他（研究職員の処遇に関し講じている施策があれば記述）

- ・研究職員の処遇改善のため、医師免許を有する常勤研究職員（任期付職員を除く）は医師手当を支給し、医師免許を有する非常勤研究職員は医師に相当する時間給単価に基づき支給することを可能としている。
- ・国立大学法人等との円滑な人事交流が阻害されないように、常勤研究職員（任期付職員を除く）は、異動に際し、退職手当の通算が行えるようにしている。
- ・研究業務に従事する職員について、「フレックスタイム制」を導入している。

3. 研究職員の人件費の財源について（単位：百万円）

| | 平成22年度<実績ベース> | 平成23年度<実績ベース> | 平成24年度<実績ベース> |
|-------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 研究職員人件費 | 536 | 584 | 584 |
| 運営費交付金（研究職員人件費に占める割合） | 535（ 99.8%） | 554（ 94.9%） | 567（ 97.1%） |
| 運営費交付金以外（研究職員人件費に占める割合） | 1（ 0.2%） | 30（ 5.1%） | 17（ 2.9%） |
| （内訳）業務収入等 | 1（ 0.2%） | 30（ 5.1%） | 17（ 2.9%） |
| （参考）総人件費 | 9,075 | 9,632 | 10,422 |

| | | | | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|--------------------|-------|--------|
| NO. | 53 | 所管 | 厚労省 | 法人名 | 独立行政法人国立成育医療研究センター | 職員の身分 | 非国家公務員 |
|-----|----|----|-----|-----|--------------------|-------|--------|

4. 研究開発業務について

(1) 法人が行っている研究開発業務について、国家戦略（閣議決定レベルのものに限る。）との関係について

「日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)」、「健康・医療戦略(平成25年6月14日閣僚申合せ)」及び「がん対策推進基本計画(平成24年6月8日閣議決定)」に基づき、以下のような研究開発業務を行っている。

①国際水準の臨床研究や難病・希少疾病、小児領域等の医師主導治験の実施体制を有するとともに、複数病院からなる大規模ネットワークの中核として、窓口の一元化等を図り、難病・希少疾病、免疫・アレルギー疾患、小児疾患のための医薬品・医療機器開発のための臨床研究・医師主導治験等を進める。→【小児治験ネットワーク整備事業】、【小児がん拠点病院機能強化事業】等

②疾病の根治を目指す治療法の開発や、他に代替手段の無い重篤な疾患の治療方法の確立等に向けて、再生医療研究について、基礎から臨床まで一貫した支援を実施し、早期の実用化を目指す。→【NCBC:ナショナルセンターバイオバンクネットワークプロジェクト】、【iPS細胞を利用した創薬研究事業】等

③臨床研究中核病院として、企業の要求水準を満たすような国際水準の質の高い臨床研究・治験が確実に実施できるよう業務を行っている。

→【臨床研究中核病院】、【小児治験ネットワーク整備事業】、【小児と薬情報収集ネットワーク整備事業】等

また、母子保健法第二十条の三に基づく研究を推進している。

第二十条の三 国は、乳児及び幼児の障害の予防のための研究その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進のため必要な調査研究の推進に努めなければならない。

(2) 法人の研究開発活動に対する国際的ベンチマーク

※ 過去3年以内に該当するものがあれば記入

① 論文指標

ア 被引用数

| | 世界順位 | 国内順位 | 出典 |
|------|------|------|----|
| 総合 | 位 | 位 | |
| 分野別) | | | |
| | 位 | 位 | |
| | 位 | 位 | |
| | 位 | 位 | |

イ 論文数

| | 世界順位 | 国内順位 | 出典 |
|------|------|------|----|
| 総合 | 位 | 位 | |
| 分野別) | | | |
| | 位 | 位 | |
| | 位 | 位 | |
| | 位 | 位 | |

② その他の指標

| 論文数と引用数等の調査 | 英文論文数 | | 被引用回数計 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年2月1日時点 Web of Scienceより作成 |
|-------------|-------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------------|
| | 2009年 | 149 | 1,894 | 92 | 519 | 632 | 651 | |
| | 2010年 | 174 | 1,225 | — | 117 | 528 | 580 | |
| | 2011年 | 195 | 549 | — | — | 107 | 442 | |
| | 2012年 | 190 | 96 | — | — | — | 96 | |

(3) 研究開発業務についての評価の具体的手法について

(例：第三者(外国人を含む)による評価、国際指標に基づく評価 等)

・厚労労働省独立行政法人評価委員会で毎年度評価を受けている。
・法人内に設置された外部有識者による委員会で、研究課題等の事前・中間・事後評価を、原則としてそれぞれ毎年1回行っている。

(4) 研究開発業務の評価結果を踏まえた取り組みについて

(例：次期の研究開発活動の予算配分に際し、予算の上乗せを行っている 等)

上記(3)の評価結果を考慮し、次年度において将来性や展開性がある研究課題については、積極的に採択し、予算配分の見直しを行っている。